

第 2 5 回
東京地方裁判所委員会
(平成 2 3 年 9 月 2 2 日開催)

東京地方裁判所委員会（第25回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

平成23年9月22日（木）15:00～17:00

第2 場所

東京地方裁判所第1会議室

第3 出席者

（委員） 追川 誠，大沢陽一郎，大段 亨，岡田ヒロミ，岡田雄一，河合健司，
菅野博之，小山紀昭，島田一彦，土肥章大，南波 洋，平井裕子，
平野治夫，深澤信夫，松下淳一，丸山陽子，由岐和広

（事務局） 東京地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同民事訟廷
管理官，同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長，東京簡裁事務部長
（プレゼンター）

東京地裁裁判官 白崎 里奈

第4 議題

「保護命令について」

「司法サービスについての現状及び課題について」

第5 配布資料

レジュメ「配偶者暴力に関する保護命令事件について」

資料1 司法サービスについての現状と課題

資料2 同上（事前配布資料）

資料3 東京地裁以外の裁判所が作成した文書（答弁書ひな形，お知らせ文書，答弁
書の書き方説明及び庁舎案内）

資料4，5 当庁民事部にて作成された文書（庁舎案内図，答弁書注意書き，答弁書
ひな形等）

資料6 新聞記事（抜粋）

第6 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（大段委員，南波委員，平井委員，松下委員，由岐委員）

3 委員長代理の指名

委員長から委員長代理として丸山陽子委員が指名された。

4 議題「保護命令について」

【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，■：プレゼンター，▲：オブザーバー】

白崎裁判官から保護命令の概要について説明があり，その後，以下のとおり質疑応答があった。

- 平成22年になって受理件数及び認容件数が減っているのに，一方で却下件数が2件程度増えているのは何か傾向等があるのか。DV防止法施行から一定年数が経過しており，手続周知は徹底されているとも思われるので，経験上，何か原因があると思われるものがあれば教えてもらいたい。
- 却下件数の増加も若干なので，これが一定の傾向を示すものかどうかはわからない。なお，却下事案の例としては，保護命令を認容するために必要な要件を欠いている事案などが考えられる。例えば，保護命令は身体的暴力が要件になっているが，DVセンターに対する相談は精神的暴力，性的暴力があった場合もできることから，そのような申し出をされた方が保護命令の申立てができる」と誤解し，かつ，裁判所の手続について説明を行っても取り下げに至らないような場合は，却下されることになる。また，認容件数の中には一部認容，つまり一部却下も含まれている。一部却下事案としては，例えば，付随申立された親族等への接近禁止申立ての要件が不足したために一部却下されることもあり，法改正により要件が複雑になっていることが原因の1つになっているかもしれない。
- 裁判所から取り下げを求められる例が保護命令では多いということを使う人が多い。また，裁判所によって，あるいは担当する裁判官によって，認容率が異なるということはないか。
- 取り下げする，しないは申立人が最終的に判断されるものであり，裁判所が取り下げを迫るというものではない。ただ，制度を誤解していたり，暴力についての客観的資料がない場合などは，裁判所が説明を行った結果，申立人が取り下げを選択することはある。
- 取り下げも一定件数あるが，それほど大きな数ではない。却下される理由としては，そのほかにも，再度の申立てや再々度の申立て時で，前回申立てから保護命令違反行為がないケースなども考えられる。いずれにせよ，保護命令の制度の仕組みを説明す

ると取り下げを選択される方もいる。

- 女性がDVに遭うこともあれば、その逆の場合もあると聞いているが、精神的なDVは多くなっていると思われる。例えば、発達障害を抱えていて、DVに発展することもあるのではないかと思うこともある。発達障害により、すごく優しいと思ったら、極端にそうでなくなるなど、感情の振幅が激しくなり、DVを受けた側も、優しい状態を知っているので、気持ちが戻ってしまうと聞く。却下された件数の中には、そのような精神的な暴力を含むケースも含まれていると思われ、事件数という数字だけでは見えないものがあることを認識する必要があると思われる。青少年の成長過程を見ていると、精神的なDVは犯罪に繋がることもあるし、いじめて可愛がるということもある。このような成長過程をきちんと見ることも大事だと思うし、新しい分野になるとは思うが、DVそのものに至っていないからといって、安易に見過ごすのではなく、今後裁判所でも考えていかなければいけないのではないかと思われる。
- DVセンターに相談せずに裁判所に来られる人はどれくらいいるのか。また、シェルター等との間で意見交換を行う態勢になっているのか。
- 申立てをした方が、要件であるDVセンター等への相談を経由していないケースはあまりないと思われる。申立て前に、DVセンターを経由せずに裁判所に来られた方がいた場合は、これらの機関へ相談することが要件になっているので、まずは警察や相談センターに相談してから来て欲しいという説明は窓口担当者が行っており、その件数は把握していない。意見交換については、警察、DVセンターなど関連機関と協議会を行っている。
- 講師を招いて勉強することもある。また、定期的ではないが、DVセンターとも少なくとも年1回は意見交換を行っている。他の裁判所、警察及びDVセンターの担当者など、様々な機会、方法を通じて協議している。
- 保護命令事件を取り扱っている民事第9部内部で、過去の事例をどう集積しているのか。つまり、転勤がある裁判官が初めて担当になって詳しく勉強する際に、過去の事例を見て相場観を養うのではないか。
- 保護命令担当書記官において、審理期間、事案の概要、終局結果などをデータ入力しているので、それらのデータを参考にすることはできる。また、同僚裁判官に相談することもある。却下事例や一部認容事例などの決定例は残すようにしている。なお、認容事例であれば、その理由は、「相当と認め」だけである。なお、民事第9部では、

毎週昼食会を開催し、その中でDV事件を話題にして協議することもある。

- 引き続き、幅広く社会実態なども踏まえた、より深い勉強をしてもらいたい。
- 全国的に、他の裁判所と事例を共有する、研修を行うということはあるのか。
- 大阪地裁との間では、定期的にDVに関する協議会を行っている。また、管内簡易裁判所や立川支部の裁判官との協議会も定期的に行っている。
- 司法研修所において、全国の裁判所からDV担当裁判官が協議会に参加し、情報共有が行われている。
- DVの実体については、実は家庭裁判所の調停委員がよく分かっているのではないかと思われる。地裁と家裁が協力する場としてDVを広くとらえて、情報共有を検討してもらいたい。

5 議題「司法サービスについての現状及び課題について」

オブザーバー（事務局長、民事首席書記官、東簡事務部長）から、席上配布資料「司法サービスについての現状と課題（事前配布資料）記載の各項目（1ないし24）についての説明と、以下のとおり質疑応答があった。

- 被告に対して、「訴状などと一緒に送付される注意書きがわかりにくい」という項目に関し、裁判所が当事者に送る書面につき、わかりやすいものを作っていく必要があるのではないか、ということで他の裁判所の例を提示させていただく。

例えば、法廷案内図について、東京地裁のものは建物全体の図面だけだが、ある庁で用いられているものは、建物全体の図面の中に法廷の場所が明示されており、また、字も大きいのでわかりやすいと思われる。また、訴状副本に同封して被告に送られる注意書きについては、東京地裁のものは、第2項にいきなり「答弁書には、」という書き出しになっているが、ある庁で用いられているものは、答弁書とは何か、という説明が入ったものになっている。

なお、東京地裁でも、部によっては、訴訟進行に関する照会書をチェック方式にして送るなど、部によって工夫されていることが伺われる。

- ▲ 東京簡裁においても、答弁書のひな形と答弁書の書き方を示したものの両方を同封している。東京簡裁の書式は、答弁書とはどういうものかということの説明したものとなっている。答弁書のひな形については、チェック方式になっている部分が多く、間違っている、知らない、私の言い分というような箇所については自由記載方式になっている。また、分割希望、話し合いによる解決希望、いつから〇〇円払う、という

ようなチェック欄も設けられている。なお、答弁書のひな形には色がついており、当事者の方から問い合わせを受けた際は、「同封した水色の紙を見てください」と伝えることができ、当事者の方にとっても、わかりやすくなっているのではないかと考えている。

◎ 答弁書の書き方について、ご指摘のように、技術的用語の説明方法につき工夫が必要かもしれない。

○ 被告が欠席するとどうなるか、ということは大事な情報だが、東京地裁の場合、注意書き第4項にさりげなく記載されている。他庁では、説明書きの最初に「！」マークつきで注意喚起するなど工夫されている。重要度に応じて記載順序を変えるなども、今後検討してもらいたい。

○ 簡易裁判所の調停の回答書のひな形は、平易な言葉を使って書きやすいものになっている。きちんと書いてもらえれば、双方の対立点がどこにあるのかなど事前に想定でき、調停の進行にも役立つと思われる。また、裁判所というだけで緊張する人もおり、手続全体の流れをスムーズにすることもできると思われる。調停の回答書のひな形も、参考になると思う。

○ 人事訴訟事件も簡易裁判所と似ているので、これらも参考に検討してもらえばいいのではないか。

▲ 民事部としては、注意書などの参考書式を示している。実際の利用に当たっては、裁判官と書記官が協議してどのような書式にするかを決めている。

法廷案内図については、当庁の場合、庁舎の規模が大きく、各階の法廷数も多いので、法廷案内図をつけてもかえってわかりにくくなるのではないかと、という危惧もありつけていない。来庁された際に現場のサインで法廷の場所を確認してもらった方がわかりやすいと思われる。また、裁判所への案内図については、最寄りの地下鉄の出入口も複数あり、また有楽町、日比谷からの案内も含め、比較的広範囲なものとなっている。

御意見を踏まえて、わかりやすい注意書などの検討をしていきたい。

◎ 今後、各部に情報提供し、改善策を検討されるということでよろしいか。

▲ 了承した。

○ 昔の裁判所を知っているので、その当時に比べれば、電話対応も良くなったと聞いているし、施設についても、随分良くなったという感想を持っている。

○ 資料6は、消費者紛争に関し、裁判官が国民生活センターなどに出向き、トラブルの実体を調査し研究報告をまとめたという新聞記事である。これまで、このような分析は学者が行っており、裁判官が行ったのは初めてだと思われる。仲間内では参考にしているし、裁判官はこういうこともやっているということを紹介するものの1つとして持参した。

ところで、弁護士などに聞くと、東京と大阪とを比較して、大阪の方が消費者に有利と言われることが多い。消費者が納得できる判決であれば、弁護士もそのようなことは言わないと思われる。そのような話を聞くと、東京では訴訟をやっても負けるかな、とやる前から萎えてしまい、消費者に対し、裁判を勧めにくい。風評であればいいとは思っている。

● 国民生活センター等との間で意見交換の機会を持っており、これは、連携できるところは連携していこうという趣旨の意見交換の場であり、今後も、引き続き実施していく予定である。

第7 次回のテーマについて

以上の意見交換に引き続いて、次回のテーマについて意見交換が行われた結果、順不動で、「犯罪被害者について」、「刑務所見学」、「破産事件について」、「医療訴訟について」が候補テーマとなり、各テーマの実施時期は委員長に一任することです承された。

第8 次回の開催期日について

次回の開催期日は、平成24年2月23日（木）、次々回開催期日は平成24年6月15日（金）とする。

以 上